

令和7年6月3日

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第22条の2の規定に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センターにおける男性職員の育児休業の取得の状況を、下記のとおり公表します。

記

**【令和6年度における男性職員の育児休業等の取得割合】**

100パーセント